



保医発0430第1号
平成22年4月30日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成22年3月5日保医発0305第1号）の一部を下記のとおり改正し、平成22年5月1日から適用しますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D007の(28)中「ELISA法又は免疫クロマト法」を「ELISA法、免疫クロマト法、ラテックス免疫比濁法又はラテックス凝集法」に改める。
- 2 別添1第2章第3部第1節第1款D014中(19)を(20)とし、(4)から(18)までを(5)から(19)までとし、(3)の次に次のように加える。
(4) 血清中抗RNAポリメラーゼⅢ抗体
ア 血清中抗RNAポリメラーゼⅢ抗体は、「10」の抗Scl-70抗体に準

じて算定する。

イ びまん性型強皮症の確定診断を目的として行った場合には、1回を限度として算定できる。

ウ イの診断において陽性と認められた患者に関し、腎クリーゼのリスクが高い者については治療方針の決定を目的として行った場合に、腎クリーゼ発症後の者については病勢の指標として測定した場合に、それぞれ3月に1回を限度として算定できる。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日保医発0305第1号)別添1第2章第3部中

改正後	現行
D007 血液化学検査 (1)～(2) (略) (2) 「30」のヒト心臓由来脂肪酸結合蛋白(H-FABP)はELISA法、免疫クロマト法、ラテックス免疫比濁法又はラテックス凝集法により、急性心筋梗塞の診断を目的に用いた場合のみ算定する。 ただし、ヒト心臓由来脂肪酸結合蛋白(H-FABP)と「30」のミオグロビンを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。 (2)～(4) (略) D014 自己抗体検査 (1)～(3) (略) (4) 血清中抗RNAポリメラーゼⅢ抗体 ア 血清中抗RNAポリメラーゼⅢ抗体は、「10」の抗Sc1-70抗体に準じて算定する。 イ びまん性型強皮症の確定診断を目的として行った場合には、1回を限度として算定できる。 ウ イの診断において陽性と認められた患者に関し、腎クリーゼのリスクが高い者については治療方針の決定を目的として行った場合に、腎クリーゼ発症後の者については病勢の指標として測定した場合には、それぞれ3月に1回を限度として算定できる。 (5)～(11) (略)	D007 血液化学検査 (1)～(2) (略) (2) 「30」のヒト心臓由来脂肪酸結合蛋白(H-FABP)はELISA法又は免疫クロマト法により、急性心筋梗塞の診断を目的に用いた場合のみ算定する。 ただし、ヒト心臓由来脂肪酸結合蛋白(H-FABP)と「30」のミオグロビンを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。 (2)～(4) (略) D014 自己抗体検査 (1)～(3) (略) (4)～(11) (略)